	単	分	Щ
- 1	-	11	

	区 分 公益社団法人または公益財団法人(第1項第1号)	件数	減免額	減免額	減免額	減免額
	公益社団法人または公益財団法人(第1項第1号)					
-		5	86,600	-	-	5,000
	一般社団法人または一般財団法人(第1項第2号)	14	186,400	-	-	16,500
	特例民法法人(旧民法第34条の公益法人)	187	3,725,000	-	-	3,818,200
法人県民税 (条例第41条)	旧民法第34条の公益法人(旧第1項第1号)	-	-	3,793,200	3,751,600	-
à	認可を受けた地縁による団体(第1項第3号)	708	13,828,900	11,901,900	12,753,500	13,341,000
_ ‡	特定非営利活動法人(第1項第4号)	180	3,361,100	2,626,100	2,935,600	3,212,900
	計	1,094	21,188,000	18,321,200	19,440,700	20,393,600
اِ	災害被害者に対する減免(第1項第1号)			0	0	0
個人事業税 (条例第57条)	生活扶助者に対する減免(第1項第2号)			0	0	0
	計			0	0	0
[E	取得直後の災害滅失等による減免(第1項第1号)	0	0	0	0	0
	災害などによる代替不動産の取得に対する減免 (第1項第2号)	0	0	316,200	260,800	334,500
	国·県·市町村の補助金の交付に係る不動産の取得に対する減免 (第1項第3号)	30	55,089,600	15,057,100	5,020,400	14,468,200
不動産取得税 / . (条例第77条)	生活扶助者の無償取得に対する減免(第1項第4号)	0	0	0	0	0
1	住宅を住宅公団などに新築させた土地の取得者に対する減免 (第1項第5号)	0	0	0	0	0
a	その他	20	2,578,500	9,941,700	3,461,100	3,911,200
	計	50	57,668,100	25,315,000	8,742,300	18,713,900
[5	災害等による減免	0	0	0	0	C
	公益のため直接専用する自動車の減免 (過疎バス、社会福祉)	871	26,111,400	21,408,100	22,309,100	25,215,500
	身体障害者等に対する減免 (身体障害者が運転するもの)	6,775	256,827,100	239,260,600	244,072,500	253,254,700
·150条)	身体障害者等に対する減免(身体障害者と生計を一にするもの (常時介護する者)が運転するもの)	2,453	93,510,200	81,188,600	86,606,500	92,184,800
ī	身体障害者等の利用に供するための自動車の減免	589	13,365,900	14,469,500	14,568,400	12,917,400
_	計	10,688	389,814,600	356,326,800	367,556,500	383,572,400
	災害等による減免	0	0	0	0	(
k	救急自動車の減免	4	681,300	225,800	0	76,300
	身体障害者等に対する減免(身体障害者が運転するもの)	443	18,430,200	40,542,400	35,482,600	25,227,400
	身体障害者等に対する減免(身体障害者と生計を一にするもの (常時介護する者)が運転するもの)	146	6,843,600	17,024,100	17,212,500	8,477,900
ļ	身体障害者等の利用に供するための自動車の減免	45	7,259,900	12,596,000	11,800,500	7,364,900
計		638	33,215,000	70,388,300	64,495,600	41,146,500
	合計		501,885,700	432,561,200	470,351,300	463,826,400